

## 協議会設置の端緒

### 高齢者等の見守りの強化

高齢者等、特に配慮を要する消費者被害の防止や見守りの強化及び関連機関との連携を図るために協議会の設置が必要となった。

## 母体となった会議体

### 狛江市消費生活相談員との情報交換会

(既存NWには、警察、地域包括支援センター(3か所)、社会福祉協議会、地域活性課、高齢障がい課高齢者支援係、福祉相談課、消費生活センターが参加)

※ 上記会議体を母体として、高齢障がい課障がい者支援係、安心安全課、子ども若者政策課を新たに加えて協議会発足

## 協議会設置までに要した時間

### 1年9か月

令和5年12月4日 上記、情報交換会において協議会設置にかかる説明(職員の担当替えがあり、途中中断の後)

令和7年3月10日 上記、情報交換会において協議会設置を参加者に諮り了承

令和7年9月4日 要綱制定

## 関係者説明用に作成した資料等

- 「狛江市消費者安全確保地域協議会(仮)の設置について」
- 「狛江市消費者安全確保地域協議会設置要綱(案)」



## 独自に工夫した点

- ・近隣の5市協定例会の際に情報の共有を図り、警察は構成員ではなく、オブザーバーとして参加いただくことで、その都度必要なアドバイスをいただくこととした。

## 協議会発足後の事務量

- ・設置するまでは要綱案の作成や関係課との調整に労力を要した。
- ・従前も開催していた会議が母体ということもあり、設置後の事務量の増加はほとんどない。
- ・令和7年度中に会議を開催予定。

## 実務的な庁内調整の方法

- ・課長や係長とは庁内システムを活用し情報共有。
- ・課長の了解が出たところで速やかに**要綱案作成**。
- ・新たに構成員となる関係課には、課長が要綱案をもって予め根回し。
- ・課長の根回し後は(間髪入れず)各担当者に接触し、了解を得る。

## 狛江市消費者安全確保地域協議会の特徴

- ・協議会の構成員に相談員が入っており、協議会内での活動が、相談処理に必要な実態に即した形で行われる点。

## 立ち上げ担当者の感想

- ・細かな調整を担当で行い大変だったが、立ち上げて良かった。
- ・**構成員と顔の見える関係**になり、この案件なら担当Aさん、別の案件ならば担当Bさんといった様に、情報の共有を含めつなぎがスムーズになった。
- ・結果、これまでなら、包括どまりで終了していたかもしれない相談を**センターへとつなげられると認識してもらえたようになった。**
- ・**お互いウィン・ウィンの関係を構築**できたことの意義は大きく、これが相談をより迅速に解決することにつながっている。
- ・協議会の全体会で事例を共有することで、構成員にトラブルを肌感覚で理解してもらえる。